

# 喜多方おはようマルシェ（朝市）出店者募集要項

- 1 **名 称** 「喜多方おはようマルシェ（朝市）」
- 2 **目 的** 早朝から活動する市民の相互交流を推進すると共に、喜多方ラーメン等を目的に本市を訪れる観光客の滞在時間の延長や宿泊客数の増加を図る。これにより商業の振興、並びに農家所得の向上による地域の活性化をめざすため、市の中心部で朝市を開催する。
- 3 **開催日時** 平成28年5月から11月までの毎月第3日曜日 7:00～10:00  
第1回 5月15日、第2回 6月19日、第3回 7月17日、  
第4回 8月21日、第5回 9月18日、第6回 10月16日、  
第7回 11月20日  
※荒天時は中止
- 4 **会 場** 喜多方市役所駐車場 約30～50台分 ※別紙図面参照  
(1店舗につき駐車スペース2台分) 5m×(2.5m+2.5m)

- 5 **出店形式** 原則として、軽トラまたはハッチバック型の車両（準備・撤去の迅速化を図るため）での出店とする。  
雨天等も考慮して、タープテントを車両に連結させて対応する。  
タープテントは各自ご準備ください。



(出店形式イメージ⇒)

- 6 **出店対象** 原則として、喜多方市に住所を有する事業所、グループ、または個人で、事業の趣旨に合致した物品を販売・提供する方で、一申請者につき連続して2ブースまで申請することができることとする。ただし、2ブースに車両1台での出店は認めない。また複数業者が商品を持ち寄って1店舗として出店することも可とする。  
また、会津よつば農業協同組合の組合員については、原則として  
①喜多方市に住所を有する組合員  
②取り扱う農産物は、別紙「農産物チェック表」による確認を受けたもの（生産エリアが限定されますのでご注意ください）、  
とし、市外在住組合員が農産物以外の商品の販売で出店を希望する場合は、その都度事務局が可否について判断することとする。
- 例 a) 食品（農産物、生鮮食品、パン、お菓子等）  
b) 物品（工芸品、雑貨、骨董品等）  
c) 飲食提供（カフェ、軽食など。調理を伴う場合は保健所の許可を受けた物）

※食品衛生法上の鮮度管理の基準など、事務局があらかじめ保健所に確認するが、出店の可否について事務局が判断できない場合は、個別に保健所に相談することとする。

※農産物の販売を行う場合、別紙「農産物チェック表（最新版）」を朝市開催日の4日前（水曜日）までに事務局へファックスで報告し、チェックを受けることとする。  
モニタリング検査を受けていない農産物が記載されている場合はその出荷不可農産物の販売を禁止する。

また、当日はスタッフが販売される農産物が事前チェックと合致しているかどうかの確認を行ない、事前にチェックを受けることなく朝市でモニタリング検査を受けていない農産物を販売しようとした場合は、その時点で出店そのものを中止し、以後今期の出店はできないこととする。

- 7 出店条件**
- ①主催者が認めた物品及び出店者であること。
  - ②販売、出店にかかる必要な準備（陳列台、電源、調理器具等）、手続き（保健所等）は出店者が行うこと。（出店までに完了すること）
  - ③事務局が発行する許可証と店舗名を表示すること。店舗名の表示は各出店者が準備すること。
  - ④指定された時間・場所以外での営業は行なわないこと。（ブースに空きが発生した場合でも移動はできません。）  
（出店場所の決定方法については、改めてお知らせします）
  - ⑤廃棄物等は出店者が持ち帰ること。
  - ⑥許可を受けた者以外の代理による出店はできません。
  - ⑦他の出店者や来店者との間に重大なトラブルが発生した場合、出店をご遠慮いただくことがあります。

- 8 運営分担金** 1回 500円 毎回終了時に売上報告とともに徴収することとする。

## 9 募集期間と応募方法

平成28年4月1日（金）から平成28年4月22日（金）までに、別紙「喜多方おはようマルシェ（朝市）出店申込書」に必要事項を記入の上、会津喜多方商工会議所内「喜多方おはようマルシェ(朝市)事務局」に、①持参、②郵送、③FAX、④e-mailにて申し込むこととする。

- 10 選考方法** 応募多数の場合は、事務局で出店調整を行うことがある。  
募集期間終了時点で予定数に達した場合は一旦募集を締め切り、キャンセル待ちを希望される場合は「キャンセル待ち名簿」に登載するとともに、キャンセルが発生した時点で名簿登載順に連絡する。  
予定数に達しない場合は募集期間を終了しても募集を継続する。

**11 出店者説明会** 平成28年4月28日(木) 18:00より

会津喜多方商工会議所において出店者説明会を開催し、出店上の注意事項等を説明。

**12 その他**

事務局は、喜多方おはようマルシェ(朝市)の開催にあたり、既に朝ラー営業を行なっている店舗、及び宿泊施設に対してお客様へのPRをお願いするとともに、その他のラーメン店や飲食店、販売店に対しても喜多方おはようマルシェの開催日に朝からの営業について呼びかけ、来場者の誘導に努める。

また、将来的に開催日に下記のような関連コーナーを設置し、お客様が楽しめる空間を演出する。

- 1) スポーツ自転車コーナー
- 2) 庄助さんの朝酒コーナー
- 3) 太極拳体験コーナー
- 4) 抽選会
- 5) 子どもが遊べるコーナー

**13 問い合わせ・出店申込**

事務局：会津喜多方商工会議所 担当：庄司、佐藤(慎)

〒966-0827 福島県喜多方市字沢ノ免7331

電話 0241-24-3131 FAX 0241-25-7171

E-mail:info@aizukitakatacci.or.jp

**14 主催**：会津喜多方商工会議所・きたかた商工会

**共催**：喜多方市、会津よつば農業協同組合

**協力**：喜多方観光物産協会、蔵のまち喜多方老麺会、喜多方旅館組合、熱塩温泉旅館協同組合、さいかち民宿組合、NPO法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター、喜多方手づくり市実行委員会、そばの郷喜多方創造会議、会津喜多方商店街連合会、ふくしまDC推進委員会、塩川鳥モツ伝承会、福島民報社、福島民友新聞社、喜多方シティエフエム

会津喜多方商工会議所 行き  
FAX 0241-25-7171

## 喜多方おはようマルシェ（朝市）出店申込書

許可NO. \_\_\_\_\_

出店者名		店名・グループ名： (※あれば)		
		ふりがな 代表者名：		
連絡先	住所	〒		
	電話番号 (固定)		FAX	
	担当者名	※代表者と同じ場合は不要		
	携帯電話			
【主な取扱い商品】 ※農産物を販売する場合は、出品の可能性のある商品を全て記載してください。				
※火気使用の有無		※保健所許可		
有 ・ 無		済 ・ 未		
【使用する車両】 ・軽トラック ・軽ワゴン ・バン ・その他 ( )				
【出店予定日】※出店できる日に○をつけてください。 5月15日( ) 6月19日( ) 7月17日( ) 8月21日( ) 9月18日( ) 10月16日( ) 11月20日( )				
備考 (事務局欄)				